



発行 / 西東京市
編集 / 企画部広報広聴課
〒188-8666
東京都西東京市南町5・6・13

西東京

21世紀を拓き
緑と活気にあふれ
一人ひとりが輝くまち

電話で聞く、
ホームページ情報
「西東京市テレホンウェブ」
0424-66-5811

市役所代表電話 / **0424-64-1311**
ホームページアドレス <http://www.city.nishitokyo.tokyo.jp>
(携帯電話) <http://mobile.city.nishitokyo.tokyo.jp>
(Lモード) Lメニューから検索できます。

今号の主な内容

2面 高齢者ふれあい訪問にご協力を



高齢者が地域で安心して生活できるよう、民生委員が一人暮らしの高齢者の方を訪問します。

3面 「公共施設予約サービス」準備中



サービスの開始により、ロビー端末や自宅のインターネット・電話で市の施設の予約等が可能になります。

5面 胃がん検診 秋分 を実施します



30歳以上の市民の方を対象とした胃がん検診を実施します。はがきでお申し込みください。

8面 菅平少年自然の家をご利用ください



秋、紅葉の信州へ行ってみませんか。施設の空室状況等をご案内します。

センターの業務内容

同センターは、次の業務を行います。

成年後見制度とは、知的障害・精神障害のある方など判断能力が不十分な方は、財産管理や身上監護介護、施設への入退所などの生活について配慮すること) についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあつたそれがあります。このような判断能力の不十分な方の権利を保護し、支援する制度として成年後見制度があります。

成年後見制度には、現に判断能力が不十分な方のために、本人・配偶者・四親等内の親族等の申し立てにより、家庭裁判所から決められた後見人・保佐人・補助人が本人の契約等を手伝ったり、本人の代わりに手続きをする「法定後見制度」と、将来自分の判断能力が衰えた時のために、あらかじめ契約により後見人等を決めておく「任意後見制度」とがあります。

市では、保谷保健福祉総合センター内1階に、権利擁護センター「あんしん西東京」を9月2日から開設します。同センターでは、判断能力が不十分な方の権利を保護する成年後見制度の利用支援や保健福祉サービスに関する苦情等の解決に向けて調整等を行います。ぜひご利用ください。

高齡福祉課(保谷庁舎内線2331)

「あんしん西東京」を開設します

9月2日

権利擁護センター

権利擁護センター(保谷保健福祉総合センター内、☎22・8877)

後見等の審判を申立てる親族がないか、または、親族がいても困難な場合で本人の権利擁護の上で必要な場合の老人福祉法、知的障害者福祉法並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による市長が行う審判の請求に関すること

成年後見制度利用支援委員会
同センターの機能を充実させるため、市長が専門的・第三者的な意見を聴く機関として、センターに次の委員会を設けます。



成年後見制度の利用手順

